

農地法第4・5条の許可申請（営農型太陽光発電設備） 提出書類一覧表 （許可更新時〈再度の一時転用許可〉）

（令和4年4月版）
徳島県農林水産政策課

*証明書類は、申請前3か月以内のものを添付してください。

*営農型太陽光発電設備の設置については、徳島県では、国の通知等に基づいて審査を行っております。今後、国からの通知等により、必要書類に変更が生じる可能性があります。

書類の内容	書類の種類	要否	確認欄	備考
1. 許可申請	a.許可申請書【所定様式】	必須		
2. 転用申請地の状況等に関する書面	a.土地の登記事項証明書	必須		全部事項証明書で、3か月以内に発行されたもの
	b.住民票、戸籍の附票等			土地所有者の現住所が、登記事項証明書に記載されている住所と異なる場合現住所までの異動の経緯がわかる書類
	c.賃借権解約等に係る許可申請書又は通知書			賃借権設定期間内に転用を行う場合で、農地法第18条に定める手続が必要な場合
	d.転用同意書			賃借権や地役権等が設定されている場合や、他に共有者がいる場合など、その土地に対する権利を有する者の同意が必要
3. 申請者の行為能力等に関する書面	a.法人の定款若しくは寄付行為又は登記事項証明書	必須		法人による申請の場合 ※法第5条の許可申請手続においては、法人が農地等について権利を取得しようとする場合に限る。
	b.相続関係(土地の所有関係)が確認できる書面			登記名義人が死亡後、相続登記が未了の場合 ①相続関係図 ②戸籍・除籍謄本 ③相続放棄申述受理謄本、遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面
4. 転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	a.案内図	必須		転用計画地の位置及び付近の状況を表す図面(住宅地図等の写し等)
	b.公図等の写し	必須		①転用計画地及び隣接土地を表示した公図等の写しに、地番・地目・土地所有者名を記載、②申請地が分かるよう色枠を付す。③転用計画地に隣接する道路、水路の幅員等を記載(道路は赤色、水路は青色に色塗り)
	c.申請地を含めた周辺の現況写真	必須		写真上に申請地の範囲を赤線で示し、撮影日を記載。
	d.地積測量図			一筆の内の一部に設備を設置する場合
5. 事業計画に関する書面	a.事業計画書【様式第21号】	必須		申請地を選んだ理由、転用計画の概要を詳細に記入。周辺農地への被害防除対策も記入すること。
	b.土地利用計画図	必須		土地利用計画を詳細に記入し、位置・隣接境界・施設間の距離を明記
	c.併せて利用する土地の登記事項証明書			農地以外の一体利用地がある場合
6. 農地の復元に関する書面	a.原状回復計画書【様式21号の3】	必須		
7. その他、営農型太陽光発電設備設置の場合の必要書面	a.営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告(営農型様式第4号)	必須		許可を受けた期間中の2年度分(添付書類(写真・図面・出荷伝票等の写・知見を有する者の所見)を含む)の提出が必要です。許可後3年目分については、更新申請時点での営農状況が確認できる資料を提出してください。
	b.設備下部の農地における営農計画書及び営農への影響見込書【所定様式】	必須		再度(更新)の許可を受けた後の計画書等
	c.必要な知見を有する者の意見書等	必須		過去の営農状況及び実績を踏まえた更新許可後の営農等についての知見書等
	d.その他			※1 農業委員会又は許可権者が審査・確認のために個別に必要と認める書類 ※2 当初申請(許可)から変更があったもので、農業委員会又は許可権者が必要と認める書類